

月 報 平成30年 1月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 11月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は147人となり、前年同月では23.5%増加した。
- ・月間有効求職者数は657人となり、前年同月比で7.3%減少した。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は294人となり、前年同月比では、一般求人が10.2%増加、パート求人は9.2%減少した。  
産業別でみると、製造業、卸売・小売業、医療・福祉分野は増加したが、建設業、飲食店・宿泊業が減少し、全体として3.5%の増加となった。
- ・月間有効求人数は840人となり、前年同月比で4.2%増加した。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.14ポイント上回る1.28倍であった。  
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.19倍、パートの有効求人倍率が1.48倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成29年11月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	147	▲ 2.0	23.5	
	うち男	58	▲ 30.1	13.7	
	うち女	89	32.8	30.9	
	年齢別	～44歳	69	▲ 12.7	▲ 1.4
		45～54歳	30	11.1	57.9
		55歳～	48	9.1	60.0
	月間有効求職者数	657	2.0	▲ 7.3	
	うち男	322	▲ 3.3	▲ 5.3	
	うち女	335	7.7	▲ 9.2	
	年齢別	～44歳	313	▲ 0.9	▲ 10.6
		45～54歳	118	5.4	▲ 4.1
		55歳～	226	4.6	▲ 4.2
求 人 関 係	新規求人数	294	21.0	3.5	
	主要産業別	建設業	32	28.0	▲ 38.5
		製造業	78	85.7	62.5
		卸売・小売業	40	37.9	37.9
		飲食店・宿泊業	37	164.3	▲ 17.8
		医療・福祉	60	▲ 24.1	50.0
月間有効求人数	840	6.3	4.2		
就 職 関 係	紹介件数	207	▲ 8.0	▲ 17.9	
	うち男	95	▲ 29.1	▲ 29.1	
	うち女	112	23.1	▲ 5.1	
	就職件数	72	28.6	▲ 18.2	
	うち男	31	10.7	▲ 22.5	
	うち女	41	46.4	▲ 14.6	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

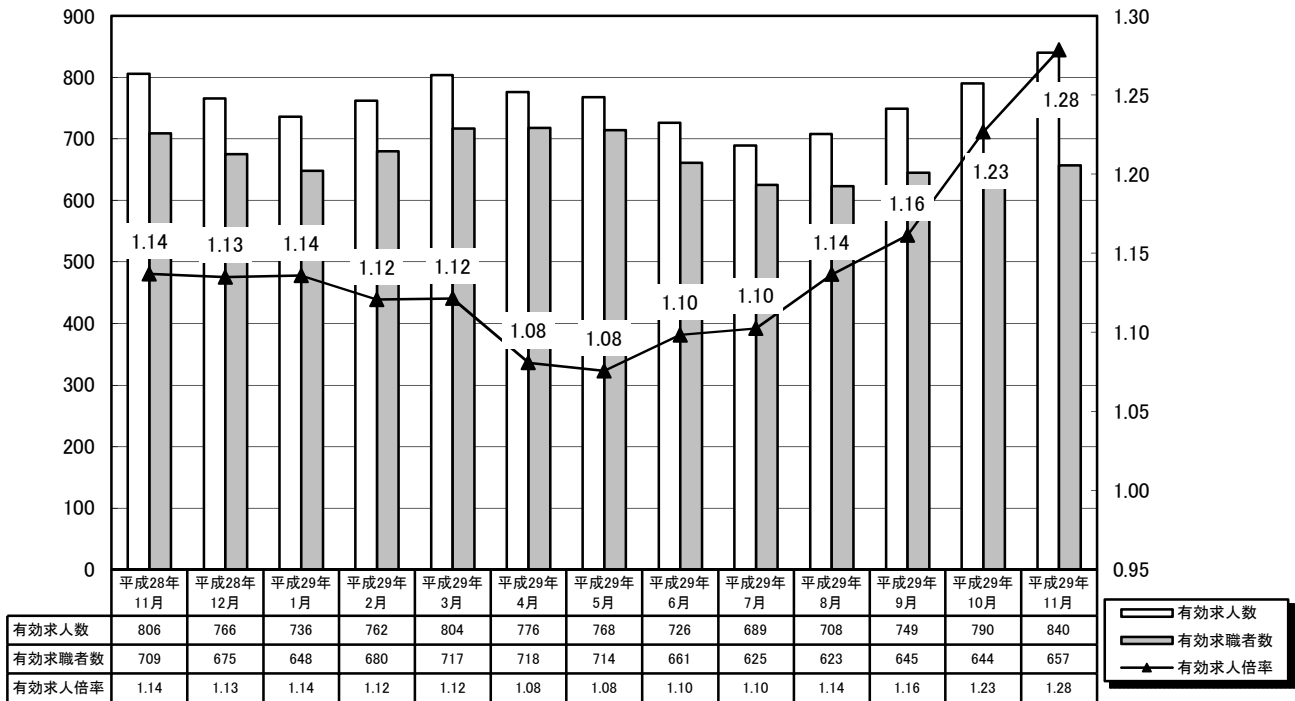
雇用保険取扱状況 平成29年11月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	810	807	799	
	資 格 取 得 者 数	86	87	73	
	資 格 喪 失 者 数	107	121	91	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,238	11,256	10,965	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	46	40	41
		受給者実人員	122	116	178
		支給金額(千円)	14,430	13,485	22,712
	高齢	受給者数	16	6	6
		支給金額(千円)	3,432	1,193	1,020
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	10	18	13
		支 給 金 額 ( 千 円 )	3,303	6,776	4,170

## 労働市場の動き（平成29年11月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

### 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



### 「平成30年度 高年齢者雇用開発コンテスト」が実施されます

高年齢者雇用開発コンテストは、高年齢者が職業人生で培ってきた知識や経験を職場で活用するために企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集するものです。

募集・収集した事例は国民及び企業等に広く周知し、企業等の具体的な取組みの普及・促進を図るとともに、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。なお、優秀事例については厚生労働大臣等から表彰を行います。

募集内容や応募要項等につきましては、宮城労働局職業対策課（☎022-299-8062）またはハローワークへお問い合わせください。

- 主催  
厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 応募締切日  
平成30年4月20日（金）

# 職業安定法が改正されました！

平成30年1月1日より改正職業安定法が施行され、労働者を募集する際の労働条件明示の取扱い等が変更されました。概要は下記のとおりとなりますが、詳細は厚生労働省や宮城労働局のホームページでご確認いただくとともに、ご不明な点は宮城労働局需給調整事業課（☎022-292-6071）へお問い合わせください。

## 1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、募集時・変更時・雇入れ時のそれぞれの時点において労働条件を明示することが必要となります。

## 2 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。

◎業務内容、◎契約期間、◎試用期間（☆）、◎就業場所、◎就業時間、◎休憩時間、◎休日、◎時間外労働（裁量労働制を採用している場合はその内容（☆））、◎賃金（固定残業代を採用している場合はその内容（☆））、◎加入保険、◎募集者の氏名又は名称（☆）、◎派遣労働者として雇用する場合の明示（☆） ☆今回の改正により追加等された事項

## 3 労働条件明示に当たって遵守すべき事項

労働条件を明示するに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要となります。

◎虚偽又は誇大な内容としないこと、◎労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮すること、◎職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮すること、◎労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせるよう配慮すること、等（詳細は別途ご確認ください）

## 4 変更明示の方法等について

当初の明示と異なる内容の労働条件を提示する場合等は、①当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する、②労働条件通知書において変更された事項に下線を引いたり着色したり脚注を付ける、等によって変更明示を行うことが必要となります。

## 5 職業紹介事業所を利用する場合のポイント

厚生労働所の運営する「人材サービス総合サイト」(<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>)にて、職業紹介事業者の検索や、職業紹介事業者に関する以下の事項を確認できるようになります。

◎職業紹介事業者の紹介により就職した者の数（2016年度に就職した者の数から掲載）

◎上記のうち、6ヶ月以内に離職した者の数（2018年度に就職した者の数から掲載）

◎手数料に関する事項

◎返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容

◎その他、得意とする分野等（職業紹介事業者が任意で掲載）